令和6年度 若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成事業 実施要領

令和6年3月27日 (公社)全日本トラック協会

1. 事業の趣旨

少子高齢化に対応した若年労働者を確保するため、各都道府県トラック協会の会員事業者が、新たに運転者として採用した若年ドライバーの(1)特例教習の受講、(2)準中型免許取得について支援を行う。

2. 予算額

9,870万円

3. 助成対象

以下の教習または免許取得のために指定自動車教習所等でかかる費用

- (1)特例教習の受講
- (2) 準中型免許のうち
 - ① 準中型免許の新規取得
 - ②5トン限定準中型免許の限定解除

4. 助成額

- 上記(1) -特例教習受講費用の1/3(上限100,000円)
- ・上記 (2) -① 40, 000 円を上限
 - (2) -② 25,000円を上限
- ※上記助成額にかかわらず、会員毎に上限を30万円とする。
- ※運転者が個人で受講もしくは免許取得費用を支払った場合は、助成金を交付 しない。
- ※国、地方自治体又はその他団体等が実施する助成制度との併用を可能とする。

5. 実施期間

令和6年4月1日~令和7年2月28日

6. 経過措置

本事業については、前年度(令和5年度)に受講または取得した分についても、 助成の対象とする。

※(2)については、高等学校新卒者等で、当該事業者入社前の在学中(令和5年度)に、上記準中型免許を取得した場合も対象とする。